

日立市郷土博物館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日立市郷土博物館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 3 月 1 日提出

日立市長 小川 春 樹

---

(提案説明)

博物館法の改正に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市郷土博物館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

日立市郷土博物館設置及び管理等に関する条例（昭和49年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき」を削り、「を設置し」を「の設置及び管理等に関し必要な事項を定め」に改める。

第8条中「法第20条」を「博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。